別紙１

三重県議会基本条例の一部改正（案）

概要：議会基本条例に「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を新設するもの。

（１）条文案

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）

第７条の２　議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

２　議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（２）条文案の趣旨等

本条文案は、緊急事態が発生した際の議会の基本的な対応等に関する規定であり、議会運営に関わるものであることから、現行条例の第３章「議会運営の原則等」の最後に、第７条の２として新設するものとする。

第１項においては、大規模な災害その他の緊急事態が発生した際の議会の基本的な対応に関し規定している。

緊急事態の発生時において、議会は、応急対策や復旧等に係る議案の審議・議決を迅速かつ的確に行うなど、議事機関としての本来的な機能を果たすほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うことにより、早期の災害対応等の実施に資するものとする。

議会の役割を踏まえた必要な対応とは、具体的には、

- 県災害対策本部等からの情報収集や地域の実情を踏まえた県民ニーズの把握と集約
- それらの情報等を踏まえた県災害対策本部等への提言や国への要請の実施
- 議会のネットワークを生かした他の都道府県議会等との連携・協力体制の構築

などの対応を図ることが想定される。

第２項においては、第１項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化等を講ずるよう努める旨を規定している。

第１項の対応を迅速かつ的確に行うためには、緊急事態の発生時においても、議会の機能を維持し、議会活動が早期に実施・再開できる体制や議会と県災害対策本部等との連絡・調整関係について整理しておくことが重要である。

具体的には、

・議会としての当面の対応に関し協議・調整を行うための組織の在り方に関する検討

・発災時における議会（議員・事務局職員）の対応マニュアル等の見直し

・平時における訓練の実施

などが想定される。

※　「大規模な災害その他の緊急事態」とは、地震・津波・風水害等の自然災害のほか、大規模な事故や他国からの武力攻撃など、県民の生命・財産を脅かすおそれのある緊急の事態を指す。

※　「議会の役割」とは、議会基本条例第２条の基本理念及び第３条の基本方針並びにそれらを踏まえ各条に規定される事項を指す。